



『第132回消費者相談担当者講習会（オンライン）』開催のご案内

標記講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により開催しています。テーマ・講師は別紙の通りです。本講習会は、オンライン（WEB会議ツール「Zoom」）による開催となります。ご参加お待ちしております。

記

【日時】令和3年9月22日（水） 13:00～16:00

【受講方法】オンライン（Zoom）

※事前にURLをメール連絡し、配布資料を郵送いたします。

【定員】100名

【申込方法】以下の申込票により9月10日（金）までにFAX等でお申込みください。

【参加費】会員：3,000円/1名様・会員外：6,000円/1名様

※申込票を受理後、申込連絡者の方宛に請求書を送付しますので指定口座（請求書に記載）に9月16日（木）までにお振込みください。

【ご注意】録音・録画、資料の2次利用はご遠慮ください。

【ご連絡先】（公社）日本訪問販売協会 事務局

Tel. 03 (3357) 6531 Fax. 03 (3357) 6585

第132回消費者相談担当者講習会 申込票

（令和3年 月 日）

企業・団体名（会員・会員外）※該当する方に○を付してください。	申込連絡者氏名
〒 _____ ご住所	部署等
	電話番号

参加者氏名	部署等	メールアドレス ※必ずご記入下さい	参加費
			円
			円
			円
参加者合計	名	参加費合計	円

※上記のご住所以外に資料の送付を希望される方は、本欄に御名前と送付先をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は本講習会の受付・連絡・運営に使用いたします。

第132回 消費者相談担当者講習会

【日 時】令和3年9月22日(水) 13:00～16:00

【開催方法】オンライン開催

【テーマ及び講師】

13:00～ 開会

13:10～ 景品表示法における表示規制と近年の摘発事例 ―担当者が必要すべき重要な点― (90分)

講師：三浦法律事務所 弁護士 松田 知丈 氏
弁護士 大滝 晴香 氏

いずれの事業者も自社の商品やサービスの価値等を消費者にアピールし売上増に繋がたいと願っている。しかし、売上増を優先するあまり、商品・サービスの内容や取引条件について実際のものや競争者のものよりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認させるような不当な表示をしたり、過大な景品類の提供を行えば、消費者の自主的かつ合理的な商品選択が阻害され不利益を被るだけでなく、他の事業者や業界全体の健全な発展を阻害することにもなる。このような不当表示や過大な景品類の提供から消費者及び事業者の利益を保護するために設けられた法律が「景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）」である。本セッションでは、同法が定めるルールのうち表示規制について、その規制のポイント、直近の措置命令や課徴金納付命令事例、最近の法運用の特徴などを紹介し、業務担当者が特に注意すべき点を解説する。

14:40～ <20分休憩>

15:00～ 令和3年・改正特定商取引法 ―書面の電子提供の承諾と提供の在り方の論点等について―

(60分)

講師：高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

従来の紙での交付に加えて「消費者の承諾に基づき書面の電子提供ができる」旨の規定を盛り込んだ改正特定商取引法が令和3年6月16日に公布された。本規定は、公布日より2年を超えない範囲で施行される。消費者庁はこの間に業界や消費者団体、弁護士、デジタル関係の専門家を構成員とする検討会を設け、「消費者からの承諾の取り方」と「電磁的方法による提供の在り方」等を検討しその結果を踏まえ施行令及び施行規則等の改正等を行う。検討の焦点は、「消費者の承諾」は口頭ではなく書面により行うという政府の方針の実現性と、仮に書面により承諾をとるとした場合、本書面にどのような事項を記載し、いつどのような方法で取り交わすかなどが重要な論点となる。一方、消費者のクーリング・オフ権利の行使方法も、従来の書面に加えて電子メールでの行使が可能となった。これに伴う法令の変更事項なども事業者側の対応の課題となる。このクーリング・オフの電子通知の規定は、公布日より1年を超えない範囲で施行となる。本セッションでは、電子提供等の論点の整理、事業者への影響や対策等について考察する。

16:00 閉会